

平成27年第4回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成27年12月8日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（11名）

1番 岩花寛之 2番 田中唯登志 3番 廣崎誠治 4番 荒牧弘敏
5番 高畑広視 6番 宮崎昌宗 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 大山 晃 10番 茂呂孝志 12番 安元慶彦

欠席議員（1名）

11番 宮本理一郎

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 今任和広・ 教育長 百留隆男・ 会計管理者 中 豊
総務課長 川口 彰・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 岡崎 浩
税務課長 福本豊彦・ 住民課長 佐矢野 靖・ 長寿福祉課長 末松克美
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 尾崎幸光・ 建設課長 永野英憲
教務課長 古原典幸・ 総務係長 熊谷豊司

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一

議会事務局主任主事 友松 円

○議事日程

平成27年第4回定例会議事日程（1日目）

平成27年12月8日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 2号 上毛町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第49号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第50号 上毛町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第51号 平成27年度上毛町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第52号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第53号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 日程第10 発議第 8号 上毛町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 発議第 9号 TPPからの撤退 調印中止を求める意見書（案）
- 日程第12 発議第10号 安保法制の廃止を求める意見書（案）
- 日程第13 発議第11号 暴力団排除に関する決議

○委員会付託

総務、産業・建設常任委員会

認定第49号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第50号 上毛町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 平成27年度上毛町一般会計補正予算（第4号）（所管分）

議案第52号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について

議案第53号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

発議第8号 上毛町議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第9号 TPPからの撤退 調印中止を求める意見書（案）

発議第10号 安保法制の廃止を求める意見書（案）

文教・厚生常任委員会

議案第51号 平成27年度上毛町一般会計補正予算（第4号）（所管分）

○ 会 議 の 経 過 (初日)

開会 午前10時00分

○議長 (安元慶彦君) 皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

ただいまから平成27年第4回上毛町議会定例会を開会します。

11番宮本議員より欠席届が提出されておりますので、報告します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料として配付しておりますので、ごらんください。

○議長 (安元慶彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、3番廣崎議員、4番荒牧議員を指名します。

○議長 (安元慶彦君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お手元の運営資料をごらんください。

今期定例会の運営について、議会運営委員会に審議をお願いしたところ、12月4日運営委員会を開催いただき、本定例会の会期を本日から18日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から18日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 (安元慶彦君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から18日までの11日間とすることに決定しました。

○議長 (安元慶彦君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から同意1件、条例案2件、予算案1件、その他2件と、議員提出の発議4件の合計10議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。お手元に配付の会期日程表(案)をご

らんください。

本日の会議では、議案を一括上程し、町長提出議案については提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。ただし、同意第2号は、本日受理、審議、採決し、残りの5議案は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。また、議員から提出された発議4件につきましては、提出者の趣旨説明を受け、質疑を行った後、発議第11号については、本日討論、採決を行い、発議第8号、9号、10号は所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで、皆様をお願いいたしますが、本日採決、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明に対する質疑にあわせて行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

12月11、12日に本会議を開催し、一般質問を行う予定ですが、11日に一般質問が全部終了すれば、12日は休会とします。

12月14日を文教厚生常任委員会、12月15日を総務産業建設常任委員会の開催日にいたしたいと思います。

12月18日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

以上の件につきましては、議会運営委員会で協議し、決定を受けておりますので、御報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4同意第2号、日程第5議案第49号、日程第6議案第50号、日程第7議案第51号、日程第8議案第52号、日程第9議案第53号、以上6件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第4回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上御参集をいただき、厚く御礼申し上げます。また、平素より本町行政各般にわたり、特段の御理解、御協力あるいは御指導、御鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

早いもので、上毛町も平成17年の合併以来10年が経過いたしました。この節目に、新たな枠組みについての思いを若干述べさせていただきたいと存じます。

たかが10年、されど10年であります。私たちは多くの先人の英知に学び、これからの10年をさらに上昇させてまいりたいと考えておるところでございます。合併前にさかのぼりますと、当時は吉富町を含む築上東部3カ町村という枠組みで、合併に向けてのさまざまな議論、そして準備が粛々となされておりました。予定されていた新町の名称は大富町、その他ほとんどの協定項目が決定していく中で、唯一、新町の庁舎の位置だけの理由で調整がつかず決裂し、吉富町が脱退し、今の上毛町、つまり新吉・大平の2村合併となったことは、まだ記憶に新しいところであります。

私自身、当時の合併協議会委員の一人として、川の流れは一つであるこの地域をまとめることができなかつた責任は感じておりますし、だからこそ、この上毛町を九州一輝くまちにしたいという使命が芽生えたと思っております。

地域の政治におおむね20年間かかわらせていただき強く感じますことは、基本的に人口の多い自治体が主導権を握るということでもあります。将来に向けてあえて分析させていただきますと、旧東部3カ町村の合併が崩れた最大の理由は、3町村の中では人口の多い吉富町と人口の少ない新吉・大平の2村とが対等の議論をさせてもらえなかつたことが最大の要因であつたと感じております。これまでの豊築という枠組みにおきましても、豊前市に対して築上、上毛、吉富といった他の3町は、実質、広域への選出される議員の数、あるいは心情的にも対等ではなく、豊前市が優位に立っており、我々も反省すべき点は負担金だけ払い、金銭の出納や人事をほとんど任せてきたことが、先般の広域消防の1億円の不明金を出したこと、また、出させてしまった要因であると考えております。

一方、住民の生活圏には県境も自治体の枠もなく、縛りがなければ人は便利なほうへ自由に動くものであり、住民の行動やそれに伴うお金の流れも同様に、中津市を中心に町外へ流れております。これは生産者の出荷の流れも同様です。その自由な流れ

に反するかのように、行政の枠組みを見ますと、山国川で線引きされた県境は本町にとって大きな障害となっていることは事実です。役場から中津駅まで車で10分、唐原からイオンモール三光はすぐそこに見えているのに、広域圏は北九州空港のある苅田町と一つに京築という枠でくくられていて、中津市との交流はありません。こうした過去に何となく決められたような枠組みが、何の罪もない子供たちの進学にも障害となっておりますし、上毛から中津へのわずかな定数を確保するのが今のところ精一杯であります。スケールメリットを考えても、ゴミやし尿処理施設についても、最寄りの中津市の施設には上毛や吉富分を処理する余力があるにもかかわらず、他県を理由に断られます。

しかし一方では、田尻港の産廃下の土は山国川を越えて唐原に積まれておりますし、豊前市のゴミ焼却灰も当然のごとく、ずっと上毛に積まれております。こうしたことが引き金となり、その他問題のある土砂や他の地域が受け入れを拒んだ土が町外、県外から本町への進入ラインをつくっていると言っても過言ではありません。

さらに、水の問題についても現在、京築水道企業団で伊良原ダムの建設に負担金を出しておりますが、会議のたびに、物価の上昇や消費税のアップといった理由で500億から600億、さらに700億と事業費がかさんでおりますが、本町に隣接した山国川の水は北九州へ送られ、逆に遠くの伊良原からは上毛に引き込み、大きな負担が生じるということもいかなものかといった声もあります。

挙げれば不条理に切りがないわけですが、これらを解決するためにも本町が主導権を握るべきと考えております。そして、今こそ上毛の未来のために政治が後出しじゃんけんではなく、先頭に立って将来ビジョンを明確に押し示し、選択と集中によって九州一のモデルをつくるべきと考えております。海がなく、人口・雇用も少ない小さな町ではありますが、小さくても大きな夢は持てます。そして、その夢は必ずかなうと確信します。小さな町がばらばらでは不可能ですが、心を一つに結束すれば、大きな夢も実現可能になります。

本年、この地域にとって最大のニュースといえば、3月に待望の東九州道上毛パーキングエリア・スマートインターチェンジが整備されたことでしょうか。来年は全線が開通いたします。地方創生は、一言で言えば人口減少社会の人口争奪戦です。単なる通過点で終わるのか、これを利活用し、今後の発展に繋げていくのかは地域の情熱と結束次第と言えます。この上毛町が近未来において九州一輝くまち、住みたいまちと

なって、決して中津市や豊前市から将来吸収されることのない、そして何といたっても町民誰もが町を誇りに思い、対等に物申せる自立した町を構築すべく、これからの10年は夢や理想から、計画、実行へステージアップし、若者が集まる魅力あるまちを選択と集中によって実現してまいりたいと考えております。どうか議員各位におかれましても、ともに心をつなげて上毛町を支えていただければ幸いと存じます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、人事案件1件、条例案件2件、補正予算1件、その他2件の計6案件であります。

順次、御説明いたします。

同意第2号、上毛町教育委員会委員の任命について。今回1名の教育委員会委員の任期が満了することに伴い、教育識見を有しております教育委員を新たに任命するため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第49号、上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。いわゆるマイナンバー制度の施行に伴い、番号法第9条第2項及び第19条第9号により、本町においても独自利用・庁内連携及び機関連携を行うために本条例を整備する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号、上毛町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。本条例の一部改正につきましても、マイナンバー制度の施行に伴い、町税等の納付書での法人番号の記載が不要となったため本条例を一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号、平成27年度上毛町一般会計補正予算（第4号）であります。今回の補正額は2億6,502万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億8,464万3,000円とするものであります。

主なものとしては、総務費では、総務管理費において、現在吉富町と共同運行しています築上東部乗合タクシーの平成28年度からの委託業者の変更に伴い、乗合タクシー車両の購入費を吉富町との負担割合により、計上いたしております。

また戸籍住民基本台帳費では、マイナンバー制度の施行に伴い、個人番号カード交

付に使用する備品購入費を計上しております。選挙費では、公職選挙法等の一部改正による選挙権年齢引き下げに伴い、選挙人名簿システムの改修委託料を計上いたしております。

民生費では、社会福祉費において、介護予防支援事業委託料の今後の所要見込みにより委託料の追加をし、これに伴い賃金等を減額するものであります。障害者福祉費では、障害者の認定区分の重度化により施設入所支援費・生活介護費等の増加見込みにより、それぞれの所要経費を計上いたしております。

児童福祉費では、子ども子育て支援新制度の開始により、保育士等処遇改善補助金及び延長保育補助金が施設型給付費・委託料に含まれることとなり、また保育所等の利用人数の変動により、今回補正を行うものであります。

農林水産業費では、農業費において、認定農業者等に対する各種補助金、また、林業費では、荒廃森林再生事業量の増加に伴い、委託料を追加で計上しております。

商工費では、大平楽サウナ室等の修繕費と、東九州自動車道上毛PA内に高速道路利用者の利便性の向上と上毛町の観光PRを目的として、上毛町及び近郊の観光案内板の設置経費を計上しております。

土木費では、道路橋梁費において農村環境整備事業における下唐原地区の農道舗装工事が追加採択されたことに伴い、工事費を計上しております。

教育費では、国際交流費において、タイ、バンコクへの少年海外体験学習事業の派遣中止により事業費を精査し、今回減額計上を行うものであります。

公債費では、大幅な増額となっておりますが、地方債元利償還金においての任意繰上償還分を追加計上したことにより増額となっております。今後も財政状況を精査し、可能な限り繰り上げ償還を引き続き行っていきたいと考えているところであります。

今回の補正財源といたしましては、特定財源では分担金及び負担金で515万1,000円を、国庫支出金では1,865万9,000円を、県支出金では1,336万7,000円を計上しております。

繰入金では減債基金繰入金として2億800万円と少年海外体験学習事業の派遣中止により、まちづくり基金800万を減額し、差し引き2億円を計上しております。

諸収入では、少年海外体験学習事業参加費の減額と県道拡幅に伴う補償金で、差し引き26万5,000円を減額としております。

一般財源として、普通交付税で2,810万9,000円を充当いたしております。

議案第52号、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてであります。京築広域市町村圏事務組合で処理しております豊築休日急患センターに関する事務等を平成28年4月1日から廃止することに伴い、本組合の規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第53号、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてであります。議案52号と関連いたしますが、豊築休日急患センターに関する事務等の廃止に伴い、本組合の共同処理する事務を変更し、財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日審議する人事案件に対する質疑は議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いいたします。

提案理由に対する総括質疑を行います。質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）繰り上げ償還についてお尋ねします。繰り上げ償還する起債名と利率、それから、繰り上げ償還することによって、どの程度のメリットがあるのかお尋ねします。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（川口 彰君）繰り上げ償還の内容でございますが、事業名でございます。

上水道の出資債ということで、財政融資資金のほう、それが6件ございます。それから、義務教育施設ということで、これは簡保資金ということで4件、それから合併推進債ということで、ひびき信金のほうから1件ということでございます。これらによりまして、1,133万6,017円の節減になるというふうに見込んでおります。

それと、利率でございますが、済みません、上水道の出資債の関係でございますが、利率が3.65、4.64、3.15、2.8、2.1、2ということでございます。それ

から、義務教育のほうで4件で4.3、3.4、3.4、2.6、それから合併推進債のほうで2.5%ということでございます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

○議長（安元慶彦君）日程第10、発議第8号、上毛町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

大山議員。

○9番（大山 晃君）予算・決算常任委員会設置に伴う趣旨説明をいたします。

この件につきましては、議員各位で皆さん一緒に全員協議会等で周知徹底され、議論されておりますけど、再度行います。

二元代表制の下で住民から選ばれた一方の代表として、住民本位の立場に立ち、政策の決定、監視、評価、提案、立案の機能をさらに高めるために、審査する方法を今までは一つの議案を二つの委員会で行っておりましたが、今回、全員で審査することにより、収入、支出の両面から審査することができます。全員で審査、決算を審議するためにこの体制をとらせていただきます。予算が提案のとおり使われているかも審査ができるようになります。

以上で趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（安元慶彦君）ちょっとお待ちください。大山議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、大山議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。

○議長（安元慶彦君）日程第11、発議第9号、TPPからの撤退 調印休止を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者に趣旨説明を求めます。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）TPPからの撤退 調印中止を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

10月5日に環太平洋連携協定が大筋合意いたしました。政府は米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖の農産物15品目を交渉の対象から除外することを認めた国会決議を受け、聖域は守ると繰り返してきたけど、市場開放を受け入れました。

大筋合意によると、農産物の完全撤廃が80%の品物に及んでいます。米はアメリカとオーストリアから約8万トンの輸入枠が新設される、これでは農業関係者から価格では太刀打ちできない、産業として存続できるかどうかという懸念の声が上がっています。国会決議案であることは明らかであり、自民党の宣告公約にも違反しており、研究者からも農産物の損失は1兆円を超すとの試算も示されています。

食品検査体制の表示では、アメリカは日本の遺伝子組み換え義務表示の廃止、シュウ酸加工使用のカビ防止剤の残留基準を緩めるよう要求しています。TPPは関税撤廃を原則にすると言いながら、自動車の関税は日本がゼロなのに、アメリカは25年間にわたり関税を維持する不公平な内容です。こうしたほかにも、政府調達や知的財産、労働環境などの新しい労働づくりなどが盛り込まれています。投資企業が進出先の政府を訴えることができるISDS手続も含まれています。TPPはまだ成文化されていません。それに、徹底した秘密交渉が行われており、都合のよい情報の肥やしではなく、政府に交渉の内容を余さず公表させなければなりません。国民の利益と日本経済の主権を守るためにも、大筋合意の撤回を求める必要があるので、この意見書を提出いたしました。皆さんの慎重なる御審議をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、茂呂議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。

○議長（安元慶彦君）日程第12、発議第10号、安保法制の廃止を求める意見書（案）を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）安保法制の廃止を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

安保法制は政府与党のかじの力で成立させられたからといって、それを許したままにしておくことは絶対にできないものです。戦争法が強行された後も政府の説明不足という声は7から8割で、過半数以上の国民が憲法違反と言っています。憲法違反の法案は誰にも通す権利はありません。安保法制に盛り込まれた戦闘地域での兵たん、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護の武器使用、そして集団的自衛権行使のどれもが憲法9条を蹂躪して、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものです。日本の平和と国民の命を危険にさらす法律は一刻たりとも放置するわけにはいきません。

安保法制に対し、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官も含む公安の人々が憲法違反と言っています。このような重大な違憲立法を許すなら、立憲主義、民主主義の法の支配という我が国の存立の土台が、根本から覆されることになりかねません。安倍首相は国会で、多数の議決が民主主義だと言うが、今年の総選挙では有権者の17%の支持で議席を多数得たが、6割の安保法制反対の声を無視して違法立法を強行することは、国民主権という日本国憲法が立脚する民主主義の根幹を破壊するものです。憲法違反の安保法制を廃止し、日本政治に立憲主義、民主主義を取り戻すために、この法案を一刻も早く廃止すべきであるという理由からこの意見書案を提出いたしました。皆さんの慎重なる御審議をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）「この安保法制は」というふうに始まっていますが、この安保法制というのは半世紀にわたる日米安保も含まれている安保法制なのか、それとも、ことしいろいろ制定されたりされた、そういったそれ以降の安保法制のみを言っているのか、それをお答えください。

もう一つは、9月議会でも安保法制に関する慎重審議を求める意見書を出されていたと思いますが、そのとき、安保法制は違憲だと、集団自衛権は違憲だ、しかし個別自衛権は認められている、しかし自衛隊は違憲だというふうなことを言っておりました。そういった中で、じゃあ安保法制反対だ、集団自衛権反対だ、個別自衛権は賛成

だ、自衛隊は反対だったら、誰が国民を守ると考えているのかお答えください。

○議長（安元慶彦君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） まず、安保法制の範囲です。これは国会で戦争法案が可決されてから以降の問題であります。日米安全保障というのがありますけれども、これは憲法上、日本の自衛の処置で、もし日本が攻められたときにはどうなるかということで、この戦争法案が議決される前は、アメリカも一緒になって日本に攻めた国に対して反撃するという解釈であると思います。しかし、戦争法ができることによって、今度は自衛隊が他国に行くわけですよ、アメリカと一緒に他国に行く。これは憲法違反だと言っているんです。

それから、9月議会の件のお話がありましたけれども、戦力を放棄した憲法と自衛隊があるということは、私は矛盾すると思うんです。これは現実にありますから、憲法に想定戦力をなくすということは、国民合意のもとにやっついていかなとできません。いずれはそういう方向を私は狙っているわけですが、それに行く過程は一定の期間は矛盾が続くと思います。そういう考えであります。憲法は戦力まで指定しているけれども、現実には51年に警察予備隊がつくられて、自衛隊に移行していくわけですが、その時点から私は矛盾が生じてきたと思います。ですから、それが長い間、自衛隊を常駐することによって、この矛盾は拡大してきたわけです。だから矛盾があるからといって一気になくせるかということ、そう簡単なものではないと私は思います。

以上です。

○議長（安元慶彦君） 宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君） 今、ちょっと説明が長かったので箇条的に聞きますけど、つまり、日米安保はオーケーだと。共産党、茂呂孝志さんとしてはオーケーだと。自衛隊は合憲だということによろしいですか。

○議長（安元慶彦君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 日米安保はオーケーだとは私、言っていません。サンフランシスコ体制、私はなくすべきだとは言っていますけれども、しかし、現実にはこれがあるわけですからね。これは一挙になくすわけにはいきませんよ。国民の合意のもとでサンフランシスコ体制はなくしていかないとできないと私は思っていますけれど、それは国民の理解のもとにやるわけで、一定の年数が私にかかると思います。サンフランシスコ体制を私はオーケーと、そういうふうには認識していません。ただ、それをな

くすのには一定の時間がかかるということでもあります。

○6番（宮崎昌宗君）じゃあ、自衛隊は合憲でいいということですか。

○10番（茂呂孝志君）自衛隊ですか。自衛隊も先ほど言いましたけれども、あるということ自体、憲法からすると矛盾であります。これはたしか51年のとき、警察予備隊をつくったこの時点から矛盾が発生し、この状況にしてきたわけですから、その間、矛盾は拡大してきたわけです。その矛盾を今度は解決するということになると、それは国民合意の形成のもとにやっついていかないとできませんから、それは時間がかかると思います、私は。直ちにそういうことができると思いません。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）この意見書なんですけれども、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されているというふうにありますけれども、地方自治法の99条というのは、当該普通地方公共団体の公益に関する事項に対して意見書を公開、または関係行政庁へ提出できるというふうに書いています。上毛町の住民の皆さんとすれば、やはりこの安保法案というのは関係があるかと思えますけれども、当該の普通地方公共団体の公益に関係するのかなというのがそもそもの疑問なんですけれども、そのあたりどう考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）これは全国の自治体も意見書を出して、議論されています。通る通らないは別にして、議論されていますから。ですから、この戦争法が通ることによって、喫緊の課題では自衛隊員が上毛町にいるかいないか、どのぐらいいるか、また、将来的に自衛隊員が出てくるかもわかりませんが、そうした場合に戦場に行くわけです。そうした場合に命を落とす可能性があるわけです、自分の命を落とす。日本が攻められていないのに行くわけです。自分が命を落とすという問題が出てくると、今、空爆をしていますよね。空爆は敵に対してミサイルを発射するわけです。そこには民間の、普通の人がおるわけです。そしたら、その空爆で巻き込まれて普通の人々が亡くなるわけです。亡くならんにしても、今度はその破片が当たるわけです。大けがをして手足を失うとか、脊髄を損傷して障害者になるとか、こういうことが現実には起こっているわけです。それから、必ずこれは誤爆がつきものでしょう。そして、日本の若者が誤爆で人を殺したといった場合に、私はその若者が生涯にわたって何ら

かの罪の意識をずっと持ち続けると思うんです。そういうことを与えていいかどうか。私はそういう意味で、この意見書を紹介したわけです。攻められてもいないのに、私はそういうことをする必要はないと思います。そういうことです。

○議長（安元慶彦君）岩花議員。

○1番（岩花寛之君）もう一度、質問を言いたいと思います。

この99条が上毛町の公益に関するかどうかということを知りたいんですけども。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）当然、現実問題として、過激派組織を攻撃するために、上毛町に自衛隊員がおれば、また今後、自衛隊員が出てくれば、上毛町の若者がそういう戦場に行かされるというおそれは十分にあります。私は今、上毛町の出身の方に自衛隊員が何人おるかということは把握していませんけど、それは現時点でおるかもわからないし、また、将来的に自衛隊に入るかもわからないし、そうした場合に上毛町の出身の方がそういう目に遭うおそれがあるわけですから意見書を提出したわけでありま

す。

○議長（安元慶彦君）いいですか。

○1番（岩花寛之君）はい。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、茂呂議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。御苦労でした。

○議長（安元慶彦君）これから、本日採決、採択を行う議案の審議を行います。

日程第4、同意第2号、上毛町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川口 彰君）それでは、同意第2号について御説明いたします。同意第2号、上毛町教育委員会委員の任命について。上毛町教育委員会委員に次のものを任命することについて、議会の同意を求める。平成27年12月8日提出。上毛町長、坪根秀介。

氏名、宮野 仁。生年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇生まれ。住所、上毛町大字〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇。

理由でございます。上毛町教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政への組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次のページのほうをお願いいたします。宮野氏の履歴書を添付していますので、御参考としてごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）今回、宮野様を提案されているんですけども、この方を選ぶに当たった経緯というのがありましたら教えていただければというふうに思います。例えば、候補が複数いらっちゃって、その中からこの方を選んだのか。

それと、職歴を見ますと、株式会社エコーというのは土木とか建築とかのコンサルの会社で間違いないでしょうか。そういった職歴の中で、教育委員にふさわしいというふうに思われた理由を教えていただければと思います。

○議長（安元慶彦君）答弁者。総務課長。

○総務課長（川口 彰君）まず、選定ということですが、今回につきましては、保護者の代表から選定をさせていただいたところでございます。

履歴書には書いておりませんが、宮野氏につきましてはPTAの会長をしております。そういう観点から、PTAのほうから選定をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）岩花議員。

○1番（岩花寛之君）株式会社エコーさんの職歴とか、その辺は……。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（川口 彰君）まことに申しわけありません。うちのほうといたしましては、最終職歴しか把握しておりません。途中の履歴の経過ということで載せているところでございます。

○議長（安元慶彦君）岩花議員。

○1番（岩花寛之君）保護者会の中から推薦があったということなんですけれども、PTAの会長をされて、もちろん子供さんと接してらっしゃるかと思うんですけれども、それが一番の提案理由になっているんでしょうか。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（川口 彰君）大きな要点はそういうことでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

三田議員。

○8番（三田敏和君）任期満了に伴った方は誰なのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（川口 彰君）議員委員でございます。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）教育委員さんの任命につきましては、過去、国の方針が変更されて、義務教育者というか、小学校、中学校の保護者の代表になるという領域で今回選ばれたというふうな解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（川口 彰君）そのとおりでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全員であります。全会一致。

よって、同意第2号、上毛町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意す

ることに決しました。

○議長（安元慶彦君） 日程第13、発議第11号、暴力団排除に関する決議を議題とします。

本日、提出者の宮本議員より欠席届が出ておりますので、賛成議員の三田議員より趣旨説明を求めます。

三田議員。

○8番（三田敏和君） 暴力団排除に関する決議の趣旨説明をいたします。

現在、県内では暴力団排除の機運を醸成するため、警察、行政、事業者、県民が一体となった暴力団排除、追放活動が数多く行われております。当豊前警察署管内でも暴力団追放地域決起会議が行われたところであります。当上毛町におきましても、暴力追放のまち宣言、平成19年8月6日告示、それから上毛町暴力団排除条例、平成22年4月1日から施行等々があります。そういう中で、我々はこの機を捉え、暴力団壊滅に向けた取り組みを一層進めるべき、引き続き、町民、警察、行政、議会等がさらに連携を深め、暴力団の脅威にひるむことなく、地域、社会が一丸となって、暴力団のない明るく住みよい町、上毛町の実現に向けて全力で邁進する覚悟であります。そのため、上毛町議会として次の決議を採択のお願いをします。

暴力団排除に関する決議。昨年9月以降、北九州地区に本拠を置く指定暴力団の最高幹部らを含む多数の主要幹部らが、組織的殺人事件等で逮捕、起訴された。今回の最高幹部らの逮捕、起訴は暴力団壊滅に向けた機運を一気に高め、町民の願いである安心で安全な社会を実現するための確かな一歩となるものである。

しかしながら、福岡県内には依然として全国最多となる五つの指定暴力団が存在しており、また、全国最大規模をほこる国指定暴力団、山口組の分裂による下部組織が近隣に入ってきているとの情報もあり、県境を有する上毛町としては、最大の警戒を強めるところである。

そのため、福岡県警察によるさらなる暴力団の取り締まりの推進に加え、県民一丸となった暴力団排除の取り組みが望まれるところである。よって、上毛町議会はあらゆる暴力団排除活動を全面的に支援することをここに宣言する。以上決議する。平成27年12月8日。

以上であります。

○議長（安元慶彦君）三田議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

峯議員。

○7番（峯 新一君）ちょっと聞きます。組に入らなければ、暴力団とは指定されないわけですか。

○8番（三田敏和君）団ということであれば、そうかもしれません。でも、我々市民にとっては、脅威は排除しなければならないというふうに考えています。

○議長（安元慶彦君）峯議員。

○7番（峯 新一君）言い方は悪いんですけど、組に入らなくても普通の暴力団以上に困ったやからがおると思います、この上毛町でも。そこらあたりをどういうふうにするのか、その判断をお願いします。

○8番（三田敏和君）今回は指定暴力団というふうに指定してありますので、そこについては区別をして考えていただきたいというふうに考えております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、三田議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全員であります。全会一致。

よって、発議第11号、暴力団排除に関する決議については原案のとおり採択することに決しました。

○議長（安元慶彦君）これから、議案の委員会付託を行います。12月4日の議会運営

委員会の協議結果を資料として配付しております。運営資料3ページをごらんください。

なお、付託議案の朗読に際しての議案名朗読は省略します。

議案第49号、議案第50号、議案第51号(所管分)、議案第52号、議案第53号、発議第8号、発議第9号、発議第10号の8件は、総務産業建設常任委員会へ。

議案第51号(所管分)1件は、文教厚生委員会にそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(安元慶彦君) 続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料5ページ、委員会日程表(案)をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程表のとおりに決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞でした。

散会 午前10時53分

平成27年12月8日